

■ 景観形成基準

建築物等

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A-1	A-2		
位置	道路からの位置	(1)敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。 ・道路境界から 20m以上 後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。		・県道及び幅員5m以上の主要村道境界から 20m以上 後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	
	隣接地からの位置	(2)隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。 道路に沿って隣接する敷地境界から10m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。			
	配置	(3)敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4)背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳と調和のとれた配置とする。			
意匠・形態		(1)周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(2)屋根は、 切妻屋根、入母屋屋根、寄棟屋根等の勾配のある屋根(片流れを除く。) とするよう努めるものとする。			
外壁	規模	(3)空調及び排水等の設備は、建築物の中に取り込むか又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする		(4)屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむえない場合は、ルーバー等で覆い目立たない位置に設けるよう努めるものとする。	
		(5)基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。			
	材料	・建ぺい率は、40%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、80%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。		・建ぺい率は、60%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、200%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	
色彩		・建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、60%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。		・建ぺい率は、50%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、100%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	
		(6)材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。 (7)外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。			
敷地の緑化		・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。	
		(8)敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。			

独立工作物

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A-1	A-2		
柵、塀、擁壁		(1)高さはできるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の景観と調和したものとする。			
		(2)道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。			
		(3)材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。			
記念塔、電波塔、物見塔 煙突 高架水槽 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱		(1)位置は道路からできるだけ後退させるものとする。			
		(2)規模、形状、意匠は周辺の景観と調和したものとする。			
		(3)色彩は、周辺の景観と調和したものとする。			
電気供給又は有線電気 通信のための電線路又は空中線の支持物		・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。		・基調となる色彩は、 別表の基準(色彩の範囲) のものを使用するよう努めるものとする。	
		(4)敷地の周辺の緑化に努めるものとする。			
		(1)電線路の位置については、周辺の景観に配慮したものとする。			
		(2)電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。			
		(3)電柱広告は、できるだけ行わないように努めるものとする。			
		(4)電線の道路横断は、できるだけ少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるよう努めるものとする。			

	(5)景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。
太陽光発電設備	(1)できる限り公共用道路や眺望地点から目立たないように設置すること。
	(2)屋根設置型の太陽光発電設備は、屋根と一体化するように設置すること。
	(3)太陽電池モジュール及びフレームは原則として黒系統色、架台、脚部及び付属設備、フェンスは周囲の景観と調和した色彩とすること。
	(4)太陽電池モジュールの素材は、無反射素材とし、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。
	(5)傾斜をできる限り低くし、向きや間隔をそろえることで法則性を持たせること。
	(6)視認性が高い場合には、勾配のある場所での設置を避けること。
	(7)公共用道路や眺望地点から容易に望見される恐れがある場合には、既存樹木もしくは植栽により隠蔽すること。
	(8)造成により生じた法面は、緑化に努めること。
	(9)視認性が高い場合には、太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線が、主要道路の路肩から20m以上、それ以外の公共用地の敷地境界線から5m以上離れていること。(※当該道路の利用者が特定の住民に限られている場合にはこの限りではない。)
	(10)太陽光発電設備の設置に伴い、豪雨や地震等による災害発生時に被害の拡大が予想される場所での設置を避けること。また、そのほかの場所でも十分な被害拡大防止対策を講ずること。

その他の行為

	沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
	A-1	A-2		
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1)木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。 (2)木竹の伐採は、できるだけ伐採区域の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。 (3)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。 (4)伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。			
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1)物品の集積又は貯蔵の位置・形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。 (2)敷地の周辺には、常緑の高木・中木による緑化等、遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。			
鉱物の掘採および土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1)掘採の方法は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (2)掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 (3)掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状および緑化に関する事項	(1)土地の区画形質の変更は、周辺の景観となじむよう配慮するものとする。 (2)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。 (3)対象区域は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。 (4)対象区域の周囲やのり面・擁壁の前面には緑化に努めるものとする。 (5)区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するよう努めるものとする。ただし周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。 (6)宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画割面積700㎡以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。			
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1)自動販売装置は、耐久性が有り、質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。 (2)敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。			
広告物に関する事項	(1)位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。 (2)色調は、地は焦げ茶色、文字は白系統又は黒系統色とするものとする。 (3)規模、形状、意匠は、周辺の景観に調和するよう努め、特に建築物や広告物が何もない場所では、デザインに最大限に配慮し、水源地、河川沿岸、草原、森林ではできる限り自然素材を用いるものとする。 (4)建築物等の壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物等本体と調和するよう努めるものとする。 (5)シンボルカラー(コーポレートカラー)、写真、その他必要な色彩は、アクセントのみとするなど必要最小限とするものとする。 (6)材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。 (7)のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。 (8)屋上広告板、屋上広告塔、アドバルーンは設置しないものとする。			